

【通所介護費】 法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算	上記単位数	×	-1/100	
※ 業務継続計画未策定減算	上記単位数	×	-1/100	(令和7年4月1日から適用)
【その他加算/減算】				

※入浴介助加算(Ⅰ)は1単位目デイサービスフルール細田で入浴サービスをご利用の方
 ※通所介護同一建物減算はフルール細田にお住まいの方
 ※中重度ケア体制加算は1単位目デイサービスフルール細田ご利用者のみ
 ※通所介護サービス提供加算Ⅱ及び通所介護処遇改善加算Ⅱは要介護1以上のご利用者のみ

昼食代	1食 650 円(非課税)
おやつ代	1食 150 円(非課税)
おむつ代	1組 250 円(非課税)
通常の実施地域を越える交通費	通常の実施地域を越えて1kmにつき 50 円
その他日常生活費	利用者の希望による教養娯楽費用 実費
	(行事やクラブ活動による材料費等)